

# 長野工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

最終改正 令和6年3月21日

## (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、本校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、本校で蓄積した技術開発や研究成果を基に、地域企業等との交流を推進し、地域産業の振興・活性化を支援するとともに、本校の教育研究活動の発展に資することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域企業等との共同研究の促進支援に関すること。
- 二 地域企業等に対する技術開発相談、学術情報の提供及び技術協力に関すること。
- 三 地域企業等と連携した共同教育の促進支援に関すること。
- 四 施設整備、機械器具等の使用及び保守管理に関すること。
- 五 センターの予算に関すること。
- 六 その他センターに関すること。

## (組織)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- 一 センター長
  - 二 センター長が必要と認める職員
- 2 センター長は、研究主事をもって充てる。
  - 3 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関することを掌理する。
  - 4 第1項第二号に規定する職員は、本校教職員の中から、校長が指名する。
  - 5 センターに副センター長を置くことができる。
  - 6 副センター長は、第1項第二号に規定する職員の中から、センター長が指名する。
  - 7 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。その他の職員は、第3条に規定する業務に従事する。
  - 8 第1項第二号に規定する職員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (寄附講座及び寄附研究部門)

第5条 センターに寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置く

ことができる。

2 寄附講座等に関し、必要な事項は別に定める。

(会議の招集等)

第6条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した職員がその職務を代行する。

(職員以外の者の出席)

第7条 センター長は、必要あると認めるときは、第4条に規定する職員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程（平成12年4月1日制定）及び長野工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月21日 一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。